

議案第108号

石岡市民会館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市民会館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、市民会館の使用料を改正するため。

石岡市民会館条例の一部を改正する条例

石岡市民会館条例（平成17年石岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

市民会館ホール使用料

（単位：円）

区分		午前 9:00～ 12:30	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日
入場料を徴収 しない場合	平日	7,560	10,800	15,120	30,240
	土 日 祝日	10,800	16,200	22,680	45,360
入場料を徴収 する場合	平日	14,040	20,520	28,080	56,160
	土 日 祝日	20,520	31,320	42,120	84,240

備考

- 1 使用時間がこの表の区分による時間を超える場合は、22時以降24時以前については夜間、0時以降9時以前については午前、その他の場合については超過時間の属する午前、午後、夜間の区分とする。
- 2 入場料を徴収しない場合であっても、使用者が不特定多数の者に会員券等を有料で頒布する場合の使用料は、次のとおりとする。
  - (1) 200円未満のときは、規定使用料の5割増
  - (2) 200円以上のときは、規定使用料の10割増

別表第2（第6条関係）

市民会館会議室等使用料

（単位：円）

管理棟					オーデトリウム棟				
室名等	面積	午前	午後	夜間	室名等	面積	午前	午後	夜間
第1会議室	72m <sup>2</sup>	1,080	1,190	1,400	第1化粧室	25m <sup>2</sup>	320	380	430
第2会議室	90m <sup>2</sup>	1,620	1,840	2,160	第2化粧室	11m <sup>2</sup>	210	260	320
第3会議室	73m <sup>2</sup>	1,080	1,190	1,400	控室	12m <sup>2</sup>	210	260	320
第4会議室	59m <sup>2</sup>	760	860	970	ステージ	150m <sup>2</sup>	3,780	4,320	4,860
第5会議室	59m <sup>2</sup>	760	860	970	ホワイエ	96m <sup>2</sup>	1,620	1,840	2,160

第6会議室	60m <sup>2</sup>	760	860	970	映写技師控室	18m <sup>2</sup>	320	380	430
着付化粧室	14m <sup>2</sup>	320	380	430	2階ホール	96m <sup>2</sup>	1,080	1,190	1,400
エントランス・ホール	144m <sup>2</sup>	1,080	1,190	1,400	オーケストラ・ピット		2,160	2,370	2,800

備考

- 1 午前、午後及び夜間の時間の区分は、別表第1と同様とする。
- 2 会議室等を営利宣伝その他これに類する行為を目的とした展示場として使用する場合は、規定使用料の10割増とする。この場合において、使用者が本市に住所を有しない者（本市に事務所又は事業所を有しない法人団体を含む。）であるときは、上記によって算定した使用料の5割増とする。
- 3 別表第1備考の規定は、別表第2においても同様とする。

別表第3（第6条関係）

市民会館附帯設備、備品等使用料（1回当たり）

（単位：円）

設備名		金額		摘要
拡声装置	拡声装置	1式	3,240	マイク及びマイクスタンド1本を含む。
	ダイナミックマイクロホン	1本	540	
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,080	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,620	
	エレベーター装置	1基	540	
	レコードプレイヤー	1台	1,080	
	テープレコーダー	1台	1,080	カセットデッキ又はオープンデッキ
	CDプレイヤー	1台	1,080	
	ステージスピーカー	1組	540	
	音響効果器	1台	1,080	エコーマシン
演壇（拡声装置付）	1台	1,620		
舞台器具	音響反射板	1式	3,240	
	演壇	1式	540	
	指揮台	1台	210	
	譜面台	1台	210	
	松羽目	1式	1,080	
	金屏風	1式	1,620	
	山台	1式	2,700	平台、箱足等は、1個につき50円
	緋毛せん	1枚	100	
	映写機（16mm）	1台	5,400	2KW
	スクリーン	1式	1,080	

	ピアノ	1台	5,400	
	スモークマシン	1台	2,160	
	ジョーゼット幕	1式	1,080	
	地がすり	1枚	540	
	スライド映写機	1台	540	
	フロアーマット	1式	540	
照明器具	フットライト	1列	760	60W×72灯
	第一ボーダーライト	1列	1,080	150W×72灯
	第二ボーダーライト	1列	1,080	150W×63灯
	アッパーホリゾンライト	1列	2,160	500W×45灯
	ローアホリゾンライト	1列	1,080	200W×63灯
	シーリングライト	1台	430	1.5KW×18台
	サスペンションライト	1台	320	1KW×30台
	サスペンションライト	1台	210	500W×10台
	フロントサイドスポットライト	1台	320	1KW×18台
	ステージスポットライト	1台	320	1KW×15台
	フットスポットライト	1台	210	500W×6台
	オーロラマシン	1台	1,080	
	エフェクトマシン	1式	1,080	
	ミラーボール	1台	1,080	
	ストロボスコープ	1式	1,080	
	オーバーヘッドマシン	1式	1,080	
センタースポットライト	1台	2,160	クセノン2KW	
その他	コンセント	1箇所	320	
	定置外イス	1脚	30	
	定置外テーブル	1台	50	
	パネル	1枚	100	
	持込電源	1KW	320	
	プラステートカラー	1枚	実費	
	映写機(16mm移動型)	1台	2,160	500W
	スクリーン(移動型)	1基	540	
	ビデオ付テレビ	1式	2,160	
	浴室	1室	540	
	ワイヤレス拡声装置	1台	1,080	マイク1本付
	ワイヤレス拡声装置	1台	1,620	マイク2本付

備考 1回とは、別表第1に掲げる午前、午後、夜間のうちいずれかの時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第109号

石岡市旭台会館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市旭台会館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、旭台会館の利用料金を改正するため。

## 石岡市旭台会館条例の一部を改正する条例

石岡市旭台会館条例（平成18年石岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表（第11条関係）

#### 1 旭台会館利用料金

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	摘要
多目的ホール	1,330	1,640	1,950	定員50人
視聴覚室全	1,850	2,260	2,670	定員90人
視聴覚室1	1,230	1,430	1,640	定員54人
視聴覚室2	1,020	1,230	1,430	定員36人
和室	1,130	1,330	1,540	20畳
会議室（地下）	610	820	1,020	定員15人
会議室（1階）	820	1,020	1,230	定員15人
会議室（2階）	1,020	1,230	1,430	定員20人

#### 備考

- 1 使用時間がこの表の区分の全時間に満たない場合でも、その区分の利用料金とする。
- 2 営利宣伝その他これに類する行為を目的とした展示場として使用する場合は、規定利用料金の5割増とする。

#### 2 旭台会館附属設備利用料金

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
拡声装置1式	510	510	510	1,020
ビデオ装置1式	510	510	510	1,020
16mmスライド・ 映写装置	510	510	510	1,020

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第110号

石岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を制定  
することについて

石岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、コミュニティセンターの利用料金を改正するため。

## 石岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

石岡市コミュニティセンター条例（平成18年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2（第11条関係）

#### 1 石岡市南台コミュニティセンター利用料金

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日
集会室	1,080	1,080	1,080	3,240
和室（1室 当たり）	540	540	540	1,620
小会議室	540	540	540	1,620
談話室	540	540	540	1,620
児童室	540	540	540	1,620

備考 営利を目的とする場合は、それぞれ5倍の料金とする。

#### 2 石岡市杉並コミュニティセンター利用料金

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日
集会室	1,080	1,080	1,080	3,240
会議室	1,080	1,080	1,080	3,240
和室（1室 当たり）	540	540	540	1,620
調理室	540	540	540	1,620

備考 営利を目的とする場合は、それぞれ5倍の料金とする。

#### 3 石岡市鹿の子コミュニティセンター利用料金

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	全日
集会室	1,080	1,080	1,080	3,240
小会議室	540	540	540	1,620

備考 営利を目的とする場合は、それぞれ5倍の料金とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案 111号

石岡市営駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、市営駐車場に係る定期駐車料金を改正するため。

石岡市営駐車場条例の一部を改正する条例

石岡市営駐車場条例（平成17年石岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

市営駅東駐車場駐車料金

（単位：円）

区分		金額
普通駐車	1時間まで	200
	最初の1時間を超え、1時間ごとに	100
	1日における最高限度額	500
定期駐車	1箇月	5,400

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第112号

石岡市職員再任用条例を制定することについて

石岡市職員再任用条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今泉文彦

提案理由

地方公務員法の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例を整備するため。

## 石岡市職員再任用条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項から第3項まで（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定年退職者に準ずる者)

第2条 法第28条の4第1項の条例で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

### (任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

### (任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の再任用に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

- 2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等に該当する消防吏員である者に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで	63年
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年

(石岡市職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 3 石岡市職員の定年等に関する条例（平成17年石岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 4 石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を、「1週間当たりの勤務時間は」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

- 4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間



勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「週休日を設ける」の次に「ものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設ける」を加え、同条第2項ただし書中「割り振るものとする」を、「割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする」に改める。

第4条第2項本文中「内容に従った週休日」の次に、「再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上週休日」を加え、同項ただし書中「4週間後ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等)」の次に「及び再任用短時間勤務職員」を加える。

第12条第1項第1号及び第18条中「育児短時間勤務職員等」の次に「及び再任用短時間勤務職員」を加える。

(石岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

5 石岡市職員の給与に関する条例(平成17年石岡市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第6条第9項を次のように改める。

9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務職員等の給料月額)

第6条の2 育児短時間勤務職員等(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)の給料月額は、前条第1項、第2項、第4項又は第9項の規定にかかわらず、同条第1項、第2項若しくは第4項の規定により決定されたその者の号級に応じた給料月額又は同条第9項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項

の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 2 再任用短時間勤務職員（勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額を、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条の3第2項第2号中「次に定める額」の次に「（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」を加える。

第14条第1項第1号中「こととなる日を除く。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第20条第4項中「扶養手当の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）」を加え、同条第5項及び第21条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第23条第1項中「常勤を要しない職員」の次に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

（石岡市水道事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例の一部改

正)

- 6 石岡市水道事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例（平成17年石岡市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常勤を要するもの」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

議案第 1 1 3 号

石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例  
の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の臨時特例  
に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7  
号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めゝる。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

市長の給料月額を 2 0 パーセント減ずるため。

## 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）別表第1に規定する市長の給料月額（以下「現行の給料月額」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成26年3月31日までの間、現行の給料月額から20パーセントを減じた額（以下「減額後の給料月額」という。その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、平成25年12月に支給する給料月額は、減額後の給料月額から、現行の給料月額に基づき平成25年11月に支給した給料及び平成25年12月に支給した期末手当の額の合計額と平成25年11月に支給した給料及び平成25年12月に支給した期末手当が減額後の給料月額に基づき支給された場合における額の合計額との差額相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 4 号

石岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、学校施設の使用料を改正するため。

## 石岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

石岡市立学校施設使用条例（平成17年石岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1（第5条関係）

#### 学校施設使用料

（単位：円）

区分		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
体育館	500㎡未満	860	1,080	1,620
	500㎡以上	1,080	1,620	2,160
教室		310	430	540
柔・剣道場		540	860	1,080
校庭夜間照明施設				4,320

#### 備考

- 1 「体育館」，「教室」及び「柔・剣道場」については，それぞれの使用時間帯を2以上続けて使用する場合は，それぞれの使用料の累積額とする。
- 2 「校庭夜間照明施設」については，使用時間が1時間30分未満の場合は，使用料の2分の1の額とする。

#### 附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

議案第 115 号

石岡市公民館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市公民館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、公民館の使用料を改正するため。



石岡市公民館条例の一部を改正する条例

石岡市公民館条例（平成17年石岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

中央公民館及び地区公民館使用料

（単位：円）

区分		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
中央公民館	大講堂	21,600	28,080	28,080
	会議室 第2講座室	4,850	6,480	6,480
	その他	2,690	3,240	3,240
地区公民館	各室	310	530	750

備考 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料とする。

別表第4（第9条関係）

府中地区公民館，東地区公民館，城南地区公民館及び国府地区公民館使用料

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
調理実習室	2,160	2,160	2,700
大会議室	3,240	3,240	3,780
小会議室	540	540	760
学習室（和室）	2,160	2,160	2,700
学習室（洋室）	1,080	1,080	1,620
工作室	2,160	2,160	2,700
講堂	3,240	3,240	3,780

備考

- 1 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料とする。
- 2 入場料等を徴収して使用する場合は、それぞれの区分の2倍の使用料とする。

- 3 「大会議室」及び「学習室（和室）」を2室にして使用する場合は、  
2分の1の額とする。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第116号

石岡市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、勤労青少年ホームの使用料を改正するため。

石岡市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

石岡市勤労青少年ホーム条例（平成20年石岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条，第15条関係）

勤労青少年ホーム使用料

（単位：円）

区分		午前	午後	夜間
		9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00
軽運動室		540	860	1,080
料理講習室		640	860	1,080
集会室（大）		430	640	860
集会室（小）		210	320	430
和室（茶室）		210	320	430
音楽室		210	320	430
図書室		210	320	430
体育館	高校生以下	540	860	1,620
	一般	1,080	1,620	2,700

備考

- 1 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は，2倍の額とする。
- 2 市外に居住する使用者について使用料は，2倍の額とする。
- 3 利用時間が2使用区分以上にわたるときは，それらの使用料の合算額とする。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

議案第 117 号

石岡市龍神の森キャンプ場条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市龍神の森キャンプ場条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、龍神の森キャンプ場の使用料を改正するため。

石岡市龍神の森キャンプ場条例の一部を改正する条例

石岡市龍神の森キャンプ場条例（平成20年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条，第14条関係）

キャンプ場施設使用料

（単位：円）

区 分	単 位	金 額	摘 要
多目的室	1 回	2,160	
バーベキューサイト	3 時間	1,080	1 時間増すごとに 320円加算
炊き場・炊事場	1 回	320	
テントサイト	1 箇所 1 泊	320	
キャンプファイヤー場	1 回	3,240	
シャワー室	1 回	540	

備考 バーベキューサイト及びテントサイト使用料には，炊き場・炊事場の使用料を含む。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

議案第 118 号

石岡市海洋センター条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市海洋センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により  
議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、  
海洋センターの使用料を改正するため。

## 石岡市海洋センター条例の一部を改正する条例

石岡市海洋センター条例（平成20年石岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表 1 体育館の表を次のように改める。

### 1 体育館

(単位：円)

区分		9:00～ 12:00	13:00～ 16:00	16:00～ 19:00	19:00～ 22:00
アリーナ	団体	430	430	430	430
	個人	50	50	50	50
トレーニング ルーム	団体	210	210	210	210
	個人	30	30	30	30

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第 119 号

石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、八郷総合運動公園の使用料を改正するため。

## 石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例

石岡市八郷総合運動公園条例（平成17年石岡市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2（第4条関係）

#### 1 運動公園プール使用料

##### (1) 個人使用の場合（1人1回当たり）

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
一般	300	410
小・中学生	200	250
幼児	100	100

##### (2) 専用使用の場合

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
競泳プール	17,890 (35,790)	23,860 (47,720)	41,750 (83,510)
徒渉プール	5,970 (11,950)	7,970 (15,940)	13,940 (27,890)

備考

- 専用使用とは、各種団体機関等が行う競技会としての使用及び保育所、学校等が保育課程、教育課程又は学校行事として使用することをいう。
- 市外に居住する者の場合は、（ ）の使用料とする。

#### 2 多目的広場使用料

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
野球場（1面につき）	1,880	2,160	4,040
陸上競技場	3,760	4,320	8,080

備考 市内に居住する者は、無料とする。

3 武道館（柔道場、剣道場及び弓道場）使用料

(単位：円)

区分		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	全日 9:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00
各道場 につき	団体	1,880	2,160	4,040	2,690
	個人	460	530	990	660

備考 市内に居住する者は、無料とする。

4 ターゲット・バードゴルフ場使用料（1人につき）

(単位：円)

午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
530	530	1,060

備考 市内に居住する者は、無料とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第120号

石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、運動広場等の使用料を改正するため。

## 石岡市運動広場等条例の一部を改正する条例

石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

### 別表第1（第4条関係） 運動広場等施設使用料

（単位：円）

区分		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	全日 9:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00
芝生広場	1面	1,880	2,160	4,040	2,690
	全面	3,760	4,320	8,080	5,380
テニスコート	1面	1回2時間につき 530			

備考 市内に居住する者は、無料とする。

### 別表第2（第4条関係）

#### 運動広場等夜間照明使用料（1時間につき）

（単位：円）

区分		市内居住者	市外居住者
芝生広場	1面	2,570	5,140
	全面	5,140	10,280
テニスコート	1面	640	1,290

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第121号

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定  
することについて

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、朝日スポーツ交流施設の使用料を改正するため。

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例

石岡市朝日スポーツ交流施設条例（平成17年石岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

朝日スポーツ交流施設使用料

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00	夜間 18:00～22:00
体育室	1,080	1,620	2,700	2,160

備考 市内居住者又は市内在勤者が半数以上の団体は、無料とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第122号

石岡市農村高齢者センター条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市農村高齢者センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、農村高齢者センターの利用料金を改正するため。



## 石岡市農村高齢者センター条例の一部を改正する条例

石岡市農村高齢者センター条例（平成18年石岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

農村高齢者センター利用料金

（単位：円）

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
多目的ホール（大）	1,050	1,050
多目的ホール（中）	740	740
多目的ホール（小）	520	520
小会議室	520	520

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第123号

石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、ふれあいの里石岡ひまわりの館の使用料を改正するため。

石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例の一部を改正する条例

石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例（平成17年石岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表 1 屋内施設の表を次のように改める。

1 屋内施設使用料

(1) 団体使用施設

(単位：円)

区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00	追加料金 1時間当たり
ふれあいホール	全体	4,110	5,140	5,140	12,340	2,050
	片側	2,050	3,080	3,080	7,190	1,020
介護研修室	全体	2,050	3,080	3,080	7,190	1,020
	片側	1,020	1,540	1,540	3,080	510
料理教室		2,050	3,080	3,080	7,190	1,020
茶室		1,020	1,540	1,540	3,080	510
ふれあい工作室		2,050	3,080	3,080	7,190	1,020

(2) 個人使用施設

(単位：円)

区分		金額
ふれあい浴室 湯上がり談話室 ヘルストレーニング室 娯楽教養室 福祉レストラン	3歳児未満	無料
	3歳児以上	1回につき 200
	中学生以上	1回につき 510

備考

- 個人使用の各施設は、単独又は重複使用の場合も、1回の使用とみなす。
- 福祉レストランのみの使用は、無料とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第124号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

延滞金の規定の見直しを行うため。

## 石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（延滞金）

第15条 保険料の延滞金については、石岡市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年石岡市条例第67号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第125号

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今泉文彦

提案理由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、し尿収集等の料金を改正するため。

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

石岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年石岡市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第7条関係）

1 石岡地区料金表

（単位：円）

種別	区分				単位	金額
し尿収集	定額制料金（一般家庭）	普通便槽	基本料金	1回につき	1便槽	130
			人数割額	1月につき	1人	220
		特殊便槽（無臭簡易水洗式クリーン便槽等）	基本料金	1回につき	1便槽	130
			人数割額	1月につき	1人	220
	従量制料金	一般家庭以外で、旅館、病院、工場、事業所等不特定多数の人が出入りするものその他定額料金の算定基準によることが実状に添わないと市長が認めるもの			1人～5人	520
					6人以上	620
	困難地区特別加算料金				1家庭	180
	犬及び猫の死体処理					1体

備考

- この料金表は、石岡地区（平成17年9月30日現在の石岡市の区域をいう。）から排出される一般廃棄物について適用する。
- 1月のうち2回目からの基本料金については、1律300円とする。
- 「従量制料金」については、18ℓに満たない場合は、18ℓの料金とする。
- 「困難地区特別加算料金」とは、し尿収集車が40mのホースを超えてし尿を収集する場合における加算料金とする。

2 八郷地区料金表

（単位：円）

種別	区分	単位	金額
し尿収集	基本料金	100ℓ以下	1,540
	100ℓを超えた分	10ℓ当たり	100
犬及び猫の死体処理		1体	570

備考 この料金表は、八郷地区（平成17年9月30日現在の八郷町の区域をいう。）から排出される一般廃棄物について適用する。

別表第2（第7条関係）

生活系粗大ごみ戸別訪問収集運搬処理手数料

（単位：円）

収集品目	金額
生活系粗大ごみ	1点につき 大 1,020
	1点につき 中 510
	1点につき 小 300

備考 大、中、小の分類については、別に定める。

別表第3（第7条関係）

特定家庭用機器廃棄物戸別訪問収集運搬手数料

（単位：円）

収集品目	金額
特定家庭用機器廃棄物	1点につき 1,540

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第126号

石岡市営墓地条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営墓地条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、管理料を改正するため。

## 石岡市営墓地条例の一部を改正する条例

石岡市営墓地条例（平成17年石岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「2,520円」を「2,580円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 127 号

石岡市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 3 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、簡易水道料金を改正するため。

石岡市簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(石岡市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第1条 石岡市簡易水道事業給水条例（平成17年石岡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 基本料金及び従量料金

(単位：円)

用途	料金 基本料金	従量料金（1 m <sup>3</sup> につき）			
		1 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	11 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	100 m <sup>3</sup> を 超えるもの
一般用	1,188.00	108.00	178.20	226.80	275.40
臨時用	—	669.60			

(2) 量水器（メーター）使用料

(単位：円)

口径	金額
13mm	86.40
16mm	129.60
20mm	172.80
25mm	194.40
30mm	259.20
40mm	324.00
50mm	756.00
75mm	2,160.00
100mm	2,916.00
125mm	4,428.00
150mm	5,940.00
200mm	8,100.00

(石岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 石岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成23年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の表中

「

平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	63	133.35	161.7	190.05
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	84	153.3	191.1	228.9

を

」

「

平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	64.80	137.16	166.32	195.48
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	86.40	157.68	196.56	235.44

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している水道水の供給に係る料金で、施行日から平成26年4月30日までの間に額が確定するものについては、改正後の石岡市簡易水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第128号

石岡市簡易水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市簡易水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、簡易水道事業施設分担金の額を改正するため。

## 石岡市簡易水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

石岡市簡易水道事業分担金徴収条例（平成17年石岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「3万円」を「30,850円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

議案第129号

石岡市地区ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を制定  
することについて

石岡市地区ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、地区ふれあいセンターの利用料金を改正するため。



## 石岡市地区ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

石岡市地区ふれあいセンター条例（平成18年石岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表（第11条関係）

#### 地区ふれあいセンター利用料金

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00
集会室	1,040	1,040	1,040	3,120
和室（1室当たり）	520	520	520	1,560
調理室	730	730	730	2,190

備考 営利を目的とする場合は、それぞれ5倍の料金とする。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第130号

石岡市ふれあい農園条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市ふれあい農園条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今泉文彦

提案理由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、  
ふれあい農園の使用料を改正するため。

## 石岡市ふれあい農園条例の一部を改正する条例

石岡市ふれあい農園条例（平成17年石岡市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「6,120円」を「6,290円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第131号

石岡市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部を改正する  
条例を制定することについて

石岡市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部を改正する条例を制定  
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項  
第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

延滞金の規定の見直しを行うため。

## 石岡市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部を改正する条例

石岡市農業集落排水事業分担金に関する条例（平成17年石岡市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（延滞金）

第7条 分担金の延滞金については、石岡市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年石岡市条例第67号）の定めるところによる。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第132号

石岡市多目的研修センター条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市多目的研修センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、多目的研修センターの使用料を改正するため。

## 石岡市多目的研修センター条例の一部を改正する条例

石岡市多目的研修センター条例（平成17年石岡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

多目的研修センター使用料（1室当たり）

（単位：円）

9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
310	530	750

備考 使用時間が全時間に満たない場合でも、その時間分の使用料とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第133号

石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例  
を制定することについて

石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、農業者トレーニングセンターの使用料を改正するため。



石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

農業者トレーニングセンター使用料

（単位：円）

区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00	夜間 18:00～22:00
体育館	1面	1,020	1,020	2,040	1,540
	全面	2,050	2,050	4,100	3,080
トレーニング室 （1人につき）		100	100	200	100
談話室		510	510	1,020	510
ステージ		200	200	400	200
温水シャワー設備 （1回につき）		団体 1,540 個人 100			
貸し自転車（1回 につき）		1台 100			
テント		1張 200			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第134号

石岡市常陸風土記の丘条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市常陸風土記の丘条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、常陸風土記の丘の利用料金を改正するため。

## 石岡市常陸風土記の丘条例の一部を改正する条例

石岡市常陸風土記の丘条例（平成18年石岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表（第11条関係）

#### 1 入園料金

（単位：円）

区分	料金
小人（6歳以上16歳未満の者）	1人1日につき 150
大人（16歳以上の者）	1人1日につき 310

#### 2 展示研修室等利用料金

（単位：円）

区分	午前	午後	全日
	9:00～12:00	13:00～16:30	9:00～16:30
展示研修室 （1室当たり）	730	840	1,570
江戸時代住居 （曲屋）	1,040	1,150	2,190
江戸時代住居 （直屋）	730	840	1,570

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第135号

石岡市自然休養村センター条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市自然休養村センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、自然休養村センターの使用料を改正するため。

## 石岡市自然休養村センター条例の一部を改正する条例

石岡市自然休養村センター条例（平成17年石岡市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表（第9条関係）

#### 自然休養村センター使用料

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
大会議室	1,610	2,160	2,160
中会議室	1,080	1,610	1,610
小会議室	530	860	860
食堂経営	1箇月 43,200		
物品の展示販売	売上金額の5%の額		

#### 備考

- 1 官公署関係の会議は、使用料を徴収しない。
- 2 会議室を結婚式、各種展示会等で使用する場合は、規定料金の2倍の額とする。
- 3 会議室の暖房料は、次のとおりとする。
  - (1) ボイラー使用 1時間 530円
  - (2) 石油ストーブ使用 大型1基当たり 1時間 210円
- 4 食堂経営の契約は、1箇年更新とする。
- 5 食堂経営に係る電気料、燃料、水道料その他営業のための経費は、受託者の負担とする。
- 6 食堂経営の場合は、和室を含む。
- 7 物品の展示販売の場合は、構内及び構外も含む。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第136号

石岡市国民宿舎つくばね条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市国民宿舎つくばね条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、国民宿舎つくばねの利用料金を改正するため。

## 石岡市国民宿舎つくばね条例の一部を改正する条例

石岡市国民宿舎つくばね条例（平成18年石岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

### 別表第1（第9条関係）

#### 1 宿泊利用料金（1人1泊につき）

（単位：円）

区分	金額
大人	3,780
小学校児童	3,020
幼児	1,570

#### 備考

- 1 宿泊利用者の利用時間は、原則として午後4時から翌日の午前10時までとする。
- 2 食事代は、別料金として、宿泊利用料金に加算する。ただし、食事代が加算されない場合は、1人1泊につき320円を宿泊利用料金に加算する。
- 3 特別室については、1人1泊につき、大人2,160円、小学校児童及び幼児1,080円を加算する。

#### 2 休憩利用料金（1人1日につき）

（単位：円）

区分	金額
大人	1,080
小学校児童	800

#### 備考

- 1 休憩利用者の利用時間は、午前10時から午後3時までとする。
- 2 特別室については、1人1日につき、大人210円、小学校児童210円を加算する。

### 3 ホール利用料金

(単位：円)

区分	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00
大ホール（全室）	6,480	10,800	16,200	27,000
大ホール（中室）	4,320	7,560	10,800	18,360
大ホール（小室）	2,160	4,320	6,480	10,800
中ホール（全室）	4,320	7,560	10,800	18,360
中ホール（中室）	2,160	4,320	6,480	10,800
第1小ホール	3,240	6,480	8,640	15,120
第2小ホール	2,160	3,240	4,320	7,560

#### 備考

- 1 宿泊者が利用する場合は、この表に掲げる金額の2分の1の額とする。
- 2 利用時間が上記の区分時間を超えた場合は、次のとおり規定料金を割増しする。
  - (1) 1時間未満のときは、3割
  - (2) 1時間以上2時間未満のときは、6割
  - (3) 2時間以上3時間未満のときは、10割

#### 別表第2（第9条関係）

予約金（1人1泊につき）

(単位：円)

区分	金額
大人	1,020
小学校児童	510

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第137号

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例を制定することについて

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、茨城県フラワーパークの入園料金を改正するため。

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例

茨城県フラワーパーク条例（平成18年石岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第9条関係）

入園料金（1人につき）

（単位：円）

区分	個人		団体	
	4月から 11月まで	12月から 3月まで	4月から 11月まで	12月から 3月まで
大人	760	380	610	300
小人	380	190	300	150

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。

別表第2（第9条関係）

特別な催事等を行う場合における入園料金（1人につき）

（単位：円）

区分	個人	団体
大人	3,240	2,690
小人	1,610	1,340

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。

別表第3（第9条関係）

回数券及び年間フリーパス券の料金

（単位：円）

区分	回数券 (11枚)	年間フリーパス券
大人	7,610	2,670
小人	3,800	

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「回数券」は、大人券は大人のみ、小人券は小人のみが利用できるものとする。
- 4 「回数券」を12月から3月までの間に利用する場合は、1枚で2人が入園できるものとする。
- 5 「年間フリーパス券」の有効期間は、発行した日から1年間とし、利用は本人に限る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第138号

石岡市ふれあいの森条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市ふれあいの森条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、  
ふれあいの森の利用料金を改正するため。

## 石岡市ふれあいの森条例の一部を改正する条例

石岡市ふれあいの森条例（平成18年石岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

ふれあいの森利用料金

（単位：円）

区分	スポーツスライド	スカイサイクル	望遠鏡
大人	1回当たり 410 回数券（3回分） 1,020	1回当たり 300	1回当たり 100
小人	1回当たり 300 回数券（4回分） 1,020		

備考

- 1 大人料金は、16歳以上とする。
- 2 小人料金は、8歳以上16歳未満とする。
- 3 8歳未満は、大人同伴とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第139号

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例の一部を改正  
する条例を制定することについて

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例の一部を改正する条例を  
制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第  
1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、  
ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷の利用料金を改正するため。

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例の一部を改正する条例

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例（平成18年石岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 やさと温泉ゆりの郷入館料（1人当たり）

（単位：円）

区分	休日		平日	
	10:00～19:00	19:00～22:00	10:00～19:00	19:00～22:00
大人	1,020	820	820	610
小人	510	510	410	410

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日をいう。
- 2 入館料には、入湯税を含む。
- 3 「小人」とは、小学校児童以下とし、4歳未満の入館料は無料とする。

2 やさと温泉ゆりの郷個室休憩室利用料金（1室当たり）

（単位：円）

区分	10:00～13:00	13:30～17:00	10:00～17:00
個室休憩室（和室）	1,540	1,540	3,080

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第140号

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例  
を制定することについて

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、体験型観光施設朝日里山学校の使用料を改正するため。



石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例（平成20年石岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

体験型観光施設朝日里山学校使用料（1室当たり）  
（単位：円）

午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
2,050	2,670	4,720

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第141号

石岡市つくばねオートキャンプ場条例の一部を改正する条例を  
制定することについて

石岡市つくばねオートキャンプ場条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、つくばねオートキャンプ場の利用料金を改正するため。

石岡市つくばねオートキャンプ場条例の一部を改正する条例

石岡市つくばねオートキャンプ場条例（平成17年石岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

つくばねオートキャンプ場利用料金

（単位：円）

区分	単位		金額	摘要
ケビン棟（定員5人）	1棟 1泊	休日及びその前日	21,600	
		上記以外の日	16,200	
オートキャンプサイト	1箇所	1泊	5,400	日帰りのときは、半額とする。
デイキャンプサイト	1箇所	1泊	2,160	日帰りのときは、半額とする。
シャワー室	1回		200	
多目的室	2時間		2,160	1時間増すごとに540円を加算する。
バーベキューコーナー	1炉	3時間	1,080	1時間増すごとに320円を加算する。
林間広場（10人以上の場合）		8:30～12:00	1,080	
		13:00～17:00	1,080	
		17:00～21:00	1,080	
		8:30～21:00	3,240	

備考 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第142号

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、都市公園の使用料を改正するため。

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例

石岡市都市公園条例（平成17年石岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4（第6条，第15条，第23条関係）

石岡運動公園

(1) 運動公園体育館使用料

(単位：円)

区分				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00	
団体 使用 (15 人以上)	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	入場 料を 徴収 しない 場合	一般	大体育館	4,190	6,290	6,290	16,770
				小体育館	1,390	2,090	2,090	5,570
				会議室	520	620	620	1,760
			高校生 以下	大体育館	2,090	3,140	3,140	8,370
			小体育館	690	1,040	1,040	2,770	
			会議室	520	620	620	1,760	
		入場料を徴収する場合	大体育館	26,210	41,940	41,940	110,090	
	小体育館		10,480	15,720	15,720	41,920		
	会議室		3,140	4,720	4,720	12,580		
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	入場料を徴収しない場合	大体育館	15,720	20,970	20,970	57,660	
			小体育館	5,240	7,340	7,340	19,920	
			会議室	2,090	2,620	2,620	7,330	
入場料を徴収する場合		大体育館	73,390	104,850	104,850	283,090		
		小体育館	20,970	36,690	36,690	94,350		
		会議室	8,390	10,480	10,480	29,350		
個人 使用	一般	大体育館	2時間までごとに1人につき 200					
		小体育館	2時間までごとに1人につき 100					
	高校生以下	大体育館	2時間までごとに1人につき 100					
		小体育館	2時間までごとに1人につき 50					

(2) 運動公園体育館附属設備等使用料

(単位：円)

区分		単位	金額
大体育館放送装置		1回	520
小体育館放送装置		1回	200
電光掲示板		1回	1,040
選手控室(1室)		1回	520
更衣室(1室)		1回	520
照明設備	大体育館(全面)	1回	2,090
	大体育館(半面)	1回	1,040
	小体育館(全面)	1回	840
冷暖房設備	大体育館	1回	7,340
	小体育館	1回	3,140
	会議室	1回	520
	選手控室	1回	520
	更衣室	1回	520
	身障者室	1回	520
	幼児室	1回	520
組立式ステージ		1回	730
温水シャワー設備		1回	1,570
コンセント設備(1KW)		1回	310
照明設備 個人使用	大体育館	一般	2時間までごとに1人につき 60
		高校生以下	2時間までごとに1人につき 30
	小体育館	一般	2時間までごとに1人につき 30
		高校生以下	2時間までごとに1人につき 20

備考 1回とは、運動公園体育館使用料表の午前、午後及び夜間のうちいずれかの時間帯をいい、全日の場合は3回とみなす。

(3) 陸上競技場使用料

(単位：円)

区分	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	全日 9:00～ 17:00

専用 使用	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	入場料を徴 収しない場 合	一般	5,240	7,340	12,580
			高校生以下	2,620	3,670	6,290
		入場料を徴収する場合			12,570	15,720
	アマチュアスポーツ以外のスポーツ団体の 場合			62,910	83,870	146,780
共同 使用 (8 人 以 上 1 回 に つ き)	一般	基本料金		620	840	1,460
		超過料金1時間につき		100		
	高校生 以下	基本料金		310	420	730
		超過料金1時間につき		50		
個人 使用	定期証 (1人 1年 に つ き)	一般		5,240		
		高校生		2,090		
		中学生		1,570		
		小学生以下		1,040		
	一般	1人1回		100		
	高校生 以下	1人1回		50		

#### (4) 多目的広場使用料

(単位：円)

区分	午前 8:30~12:00	午後 13:00~17:00	全日 8:30~17:00
半面	1,040	1,040	2,080
全面	2,080	2,080	4,160

備考

- 1 午前、午後の時間区分にわたって使用する場合は、全日の使用料の額とする。
- 2 使用時間帯以外に使用する場合は、使用料の2分の1の額とする。

#### (5) 陸上競技場及び多目的広場附属設備等使用料（大会等使用に限る。）

(単位：円)

区分	午前	午後	全日	備考
放送設備	520	520	1,040	
更衣室（1室当たり）	520	520	1,040	
本部室	520	520	1,040	
コンセント設備	310	310	620	
温水シャワー設備	1,570	1,570	3,140	団体使用に限る。

計測システム設備	10,280	10,280	20,560
----------	--------	--------	--------

別表第5（第6条，第15条，第23条関係）

柏原野球公園

(1) 野球場使用料

(単位：円)

区分	早朝 ～8:00	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
野球場	1,040	2,090	2,090	1,040
夜間照明施設	1時間につき 5,400			

備考 2以上の時間区分にわたって使用する場合は，それぞれの区分に定めた使用料の合計金額とする。

(2) テニスコート使用料

(単位：円)

区分	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
テニスコート	540	540	540	540	540	540
夜間照明施設	1時間につき 610					

備考

- 1 使用料は，1コート単位とする。
- 2 単位時間に満たない端数は，当該単位時間とする。
- 3 2以上の時間区分にわたって使用する場合は，それぞれの区分に定めた使用料の合計金額とする。

(3) 柏原野球公園附属施設使用料

(単位：円)

区分	単位	金額	備考
本部室	1回	520	大会等使用に限る。
放送設備	1回	520	大会等使用に限る。
更衣室	1回	520	大会等使用に限る。
温水シャワー設備	1人1回	100	
テニス壁打コート	1時間	100	

備考 本部室，放送設備及び更衣室の1回とは，野球場使用料表中の早朝，午前，午後及び夜間のうちいずれかの時間帯をいい，全日の場合は4回とみなす。

別表第6（第6条，第15条，第23条関係）

柏原サッカー公園

(1) サッカー場使用料

(単位：円)



午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	全日 8:30～17:00
1,040	1,040	2,080

備考

- 1 午前、午後の時間区分にわたって使用する場合は、全日の使用料の額とする。
- 2 使用時間帯以外に使用する場合は、使用料の2分の1の額とする。

(2) 柏原サッカー公園附属設備使用料

(単位：円)

温水シャワー設備	1人1回 100
----------	----------

別表第7（第6条，第15条，第23条関係）

柏原球技公園 野球場使用料

(単位：円)

午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	全日 8:30～17:00
1,040	1,040	2,080

備考

- 1 午前、午後の時間区分にわたって使用する場合は、全日の使用料の額とする。
- 2 使用時間帯以外に使用する場合は、使用料の2分の1の額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第143号

石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今泉文彦

提案理由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、下水道の使用料を改正するため。

## 石岡市下水道条例の一部を改正する条例

石岡市下水道条例（平成17年石岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「額に100分の105を乗じた」を削る。

第22条第1項中「使用料の額は、」の次に「毎使用月において」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

### 別表第1（第21条関係）

旧石岡市の区域における使用料

（単位：円）

区分	基本料金		超過料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	1 m <sup>3</sup> につき
一般汚水	10 m <sup>3</sup> まで	1,296	10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	140.4
			20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> まで	151.2
			30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> まで	162.0
			50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> まで	172.8
			100 m <sup>3</sup> を超えるもの	183.6
公衆浴場汚水	10 m <sup>3</sup> まで	1,296	10 m <sup>3</sup> を超えるもの	86.4

### 別表第2（第22条関係）

旧八郷町の区域における使用料

（単位：円）

基本料金		人員割料金	
1世帯につき	2,592	世帯員1人につき	432
1事業所につき	3,456	従業員1人につき	432

備考 事業所とは、主たる用途が住居以外の併用住宅、集会施設、事務所等をいう。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第144号

石岡市石岡地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の  
一部を改正する条例を制定することについて

石岡市石岡地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正  
する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

延滞金の規定の見直しを行うため。

石岡市石岡地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を  
改正する条例

石岡市石岡地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年石岡市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第15条中「14.6パーセント」を「14.5パーセント」に、「7.3パーセント」を「7.25パーセント」に改める。

附則第3項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 3 当分の間、第15条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第145号

石岡市八郷地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の  
一部を改正する条例を制定することについて

石岡市八郷地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正  
する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

延滞金の規定の見直しを行うため。

石岡市八郷地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を  
改正する条例

石岡市八郷地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年石岡市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第11条中「14.6パーセント」を「14.5パーセント」に、「7.3パーセント」を「7.25パーセント」に改める。

附則第3項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 3 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、当該規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第146号

石岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

道路法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するため。



## 石岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

石岡市道路占用料徴収条例（平成17年石岡市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「法第35条に規定する事業，」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第147号

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、入居者資格に係る引用条項等を改めるため。

## 石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

石岡市営住宅管理条例（平成17年石岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第4号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。」を削り、「被害者で」を「被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、」に改め、同号ア中「配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号若しくは同法第28条の2において準用する同法第3条第3項第3号」に、「配偶者暴力防止等法第5条」を「同法第5条若しくは同法第28条の2において準用する同法第5条」に改め、同号イ中「配偶者暴力防止等法第10条第1項」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は同法第28条の2において準用する同法第10条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

議案第148号

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、  
水道料金及び加入金の額を改正するため。

## 石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

石岡市水道事業給水条例（平成17年石岡市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（料金）

第23条 水道料金は、1箇月につき、次の区分による額の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (1) 専用給水装置

（単位：円）

基本料金		超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）
水量	金額	
10m <sup>3</sup>	2,303	超過部分が30m <sup>3</sup> 以下は231.42円、31m <sup>3</sup> 以上は262.28円をそれぞれ加算する。

### (2) 共用給水装置（1世帯につき）

（単位：円）

基本料金		超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）
水量	金額	
10m <sup>3</sup>	2,303	超過部分が30m <sup>3</sup> 以下は231.42円、31m <sup>3</sup> 以上は262.28円をそれぞれ加算する。

### (3) 放任給水（私設消火栓）

（単位：円）

単位	金額
1栓1回につき	514

### (4) メーター使用料

（単位：円）

口径	金額
13mm	102.85
20mm	154.28
25mm	174.85
30mm	318.85

40mm	529.71
50mm	740.57
75mm以上	2,118.85

別表を次のように改める。

別表（第29条の2 関係）

加入金

（単位：円）

口径	金額
13mm	129,600
20mm	194,400
25mm	270,000
30mm	410,400
40mm	702,000
50mm以上	1,026,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している水道水の供給に係る料金で、施行日から平成26年4月30日までの間に額が確定するものについては、改正後の石岡市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

議案第149号

石岡市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消防法施行令の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うため。

## 石岡市火災予防条例の一部を改正する条例

石岡市火災予防条例（平成17年石岡市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「令第37条第7号から第7号の3まで」を「令第37条第4号から第6号まで」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



議案第150号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市南台コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市南台二丁目10番3号

石岡市南台コミュニティセンター運営委員会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第151号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市杉並コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市石岡2295番地1

石岡市杉並コミュニティセンター運営委員会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第152号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市鹿の子コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市鹿の子二丁目2番13号

石岡市鹿の子コミュニティセンター運営委員会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第153号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市勤労青少年ホーム

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市茨城三丁目8番14号

公益社団法人石岡地方広域シルバー人材センター

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第154号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市農村高齢者センター

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市大砂10527番地6

社会福祉法人石岡市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第155号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市大砂10527番地6

社会福祉法人櫛会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第156号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市特別養護老人ホームのぞみ

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市大砂10527番地6

社会福祉法人樺会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第157号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

関川地区ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市井関37番地1

関川地区ふれあいセンター管理運営協議会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦



議案第158号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

三村地区ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市三村1772番地

三村地区ふれあいセンター管理運営協議会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第159号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市農産物直売センター石岡そだち

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市南台三丁目21番14号

ひたち野農業協同組合

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第160号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷

2 指定管理者となる団体の名称

石岡市柿岡3236番地6

やさと農業協同組合

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

## 議案第161号

### 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

### 記

#### 1 公の施設の名称

柏原野球公園，柏原サッカー公園及び柏原球技公園

#### 2 指定管理者となる団体の名称

埼玉県さいたま市桜区田島9丁目31番1号

株式会社セイウン

#### 3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

議案第162号

市道の認定について

別紙調書記載の市道を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

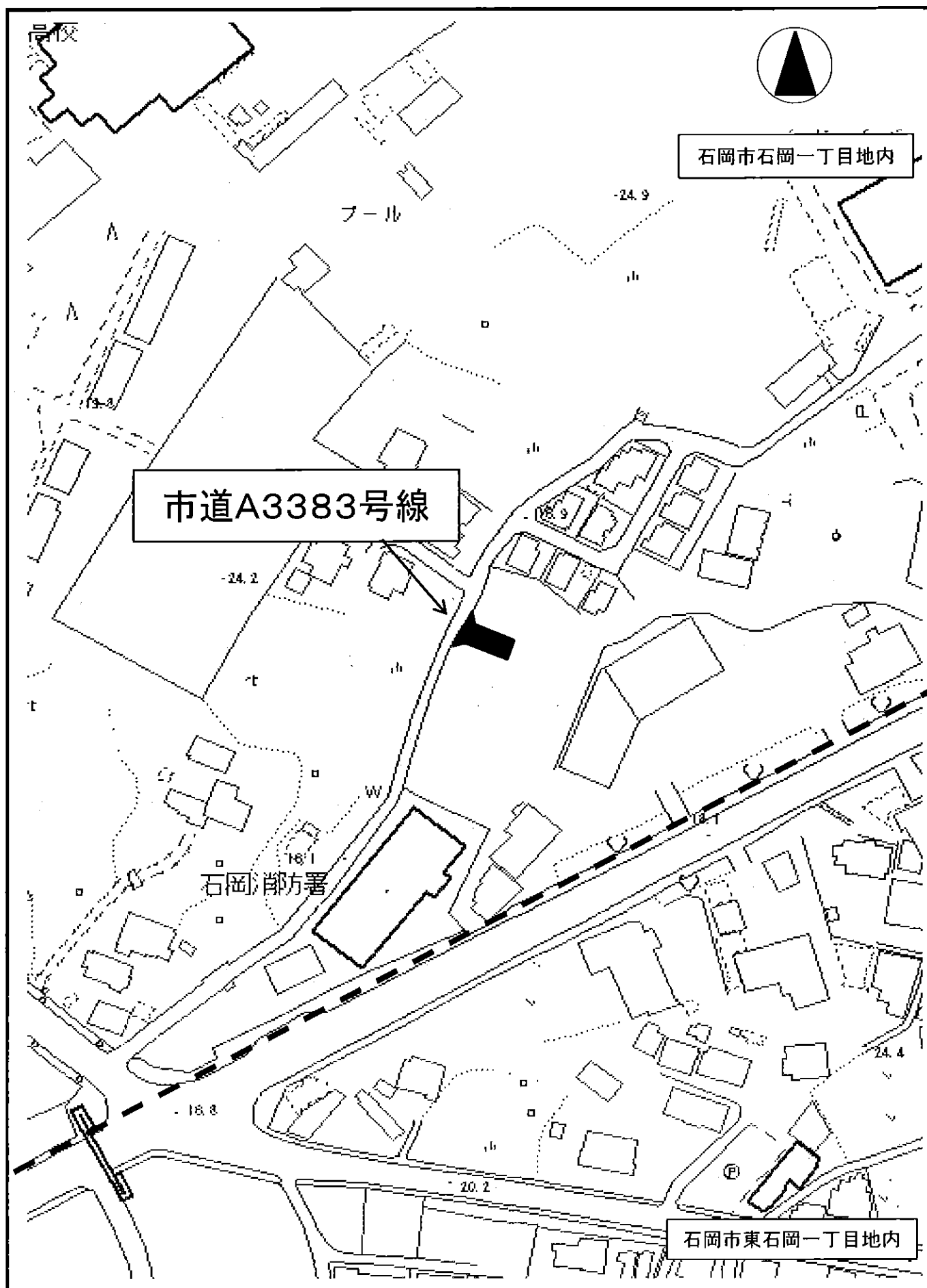
提 案 理 由

当該路線は、都市計画法に基づく開発行為により築造した道路を市道として認定するため。

## 市道路線認定調書

路線名	認定区間 起点 ~ 終点	幅員 (m)	延長 (m)	備考
A3383号線	石岡市石岡一丁目2-22 石岡市石岡一丁目2-23	6.00~ 10.41	15.85	

# 位置図



議案第163号

市道の認定について

別紙調書記載の市道を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

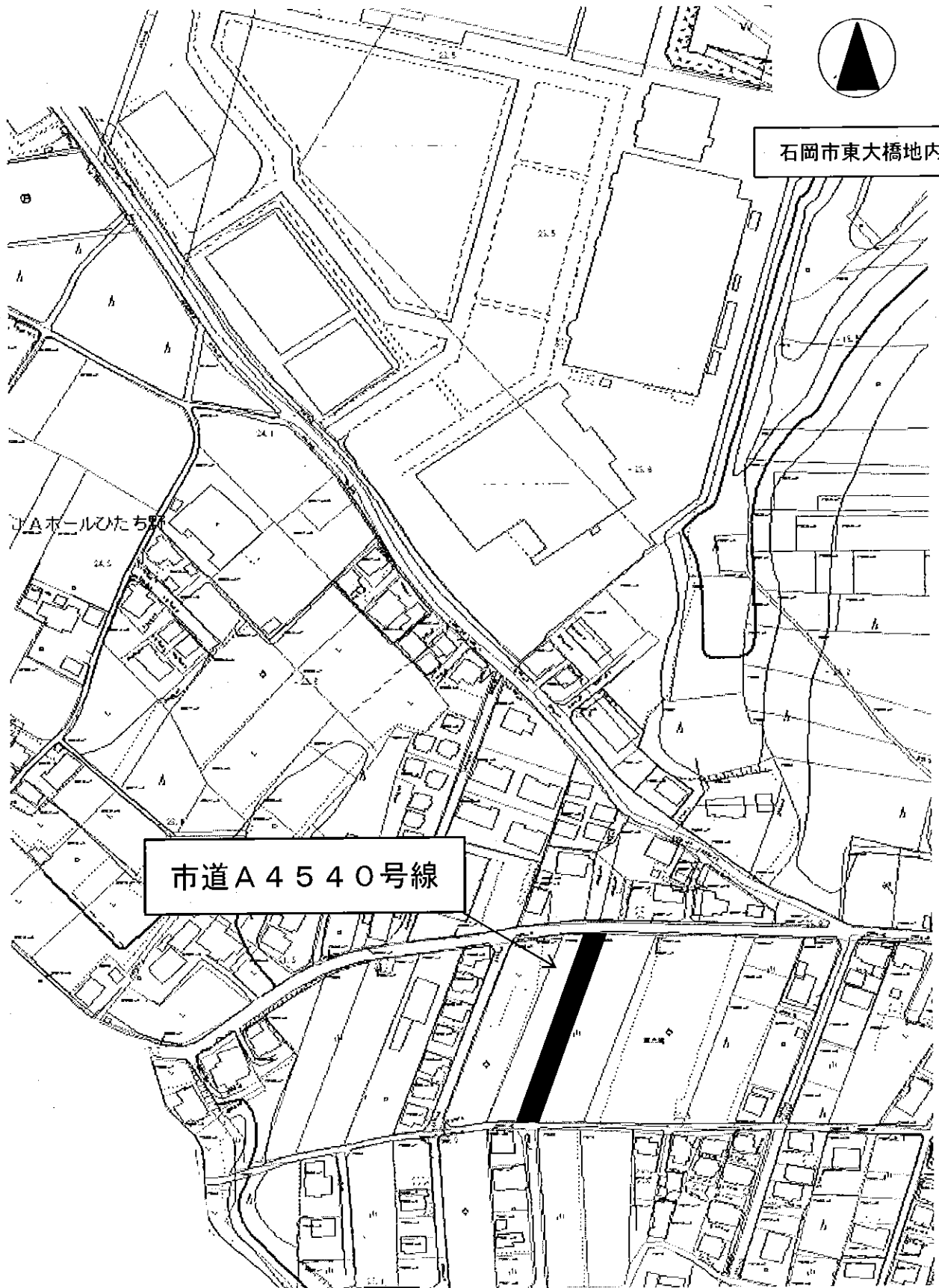
当該路線は、都市計画法に基づく開発行為により築造した道路を市道として認定するため。



## 市道路線認定調書

路線名	認定区間 起点 ~ 終点	幅員 (m)	延長 (m)	備考
A4540号線	石岡市東大橋字深久保2995-4 石岡市東大橋字深久保2995-10	6.05~ 10.96	95.20	

# 位置図



石岡市東大橋地内

市道A4540号線

議案第164号

市道の変更について

別紙調書記載の市道を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

当該路線は、市道A5641号線の道路改良工事に伴い、市道の区域を一部変更するため。

## 市道路線変更調書

路線名	認定区間		幅員 (m)	延長 (m)	備考
	起点	～ 終点			
A5333号線	旧	石岡市高浜字中坪790-1 石岡市高浜字中坪776	4.80~ 5.20	91.88	
	新	石岡市高浜字中坪790-1 石岡市高浜字中坪794-1	4.80~ 8.80	175.85	

# 位置図

変更後

